

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

## 事業名 若者向け消費者教育教材制作事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111 (内 2985) E-mail：[c11261@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11261@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 2,897 千円 (前年度予算額： 300 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	300	300	0	0	0	0	0	0	0
要求額	2,897	2,897	0	0	0	0	0	0	0
決定額	2,897	2,897	0	0	0	0	0	0	0

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 県では令和2年3月改正の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、消費者教育を幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施していくため、若者向けの消費者教育の充実に取り組んでいく必要がある。
- 主に大学生から社会人の年代は、経済的に自立しても社会経験の乏しい若者が悪質商法のターゲットとなりやすいことから、契約や金融の基礎知識と生涯を見通した生活設計能力を身に付ける必要がある。
- そのため、高校卒業後も大学や事業所において、消費者教育を受けることができるよう、若者向けの教材を作成し、大学や事業者へ教材の活用と消費者教育の充実を働きかけていく。
- 成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年に施行されると、18歳、19歳の若者が悪徳業者の標的となる恐れが高い。
- そのため、若年者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、中学生の段階から、学校において、消費生活に関する基礎知識、消費生活相談の事例や対処方法などを身に付ける必要がある。

## (2) 事業内容

- 若者向け消費者教育教材の調達
  - ・ 県内の大学や事業所等から、消費者教育の機会や教育の内容についての実態やニーズを調査し、大学や事業所で実施される研修の機会等に容易に活用できる教材を調達する。
- 中学生向け消費者教育副読本の作成
  - ・ 若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例とその対処方法を中心とした消費者教育指導用の副教材を作成し、県内の中学校等に配布する。
- 啓発グッズ（消しゴム）の作成
  - ・ 消費生活相談窓口の周知のため、県内の中学校等に配布する。

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
消耗品費	300	若者向け啓発資材（リーフレット等）の購入
委託料	2,597	中学生向け消費者教育副読本作成 啓発グッズ（消しゴム）の作成
合計	2,897	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】
  - 2 健やかで安らかな地域づくり
    - (2) 安らかに暮らせる地域
      - 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】
  - 1 消費者教育・啓発

### (2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

### (3) 後年度の財政負担

- ・若者の消費者意識の高揚を図り、自立した消費者として育成できるよう、行政からの支援を継続して実施していく。

### (4) 事業主体及びその妥当性

- ・若者の消費者被害の未然防止を図り、安心して生活できる地域をつくるため、県が主体となって事業を実施することが重要である。

# 事業評価調査書

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
若者向け消費者教育教材の活用を通じて、契約や金融の基本的知識と生涯を見通した生活設計能力を身につけていただく。
- ・若者が巻き込まれやすい悪質商法の手口や対処方法、相談窓口等を学んでもらうことが必要である。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
消費生活に関する講座の小・中・高・大学生の参加者数(累計)		3,132 (H30)	4,971 (R1)	18,000 (R6)	27.6%

### ○指標を設定することができない場合の理由

--

### (前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
県内の大学や事業所等で配布した。  
若者向け消費者教育副読本「おっと！落とし穴 中学生版」を作成し、令和2年9月末に県内中学生等に配布。

### (前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
教材の作成・配布することにより、消費者トラブルに対する知識を身につけてもらい、若者の消費者被害の未然防止を図る。  
中学生の家庭科や社会科等の授業で利用してもらうことで、中学生に対して消費者トラブルの防止を図ることができる。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い     △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	令和2年3月改定の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき事業を実施していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	悪質商法の手口と対処方法を理解し、トラブルに巻き込まれることを防ぐとともに、困った時の相談先を啓発することで、問題を早期に解決することが可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている     △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	出前講座、大学入学時ガイダンス等の機会に配布するなどして、対象者（若者）に効率的に配布することができている。 中学生が自宅等でも気軽に学習できるよう、副読本の全体の文字数を抑え、コンパクトに作成した。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>今後も、悪質商法の手口が多様化していくと思われるため、旬の内容をも盛り込んだ教材を準備していく必要がある。</p>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>若者の消費者トラブルは依然として続いていることから、引き続き消費者教育の充実に取り組んでいく。</p>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	